

# 公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 27 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- （2）住 所 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域  
羽越沖海域（別添付図のとおり）
- （2）期 間  
令和 8 年 6 月 24 日～令和 8 年 9 月 1 日

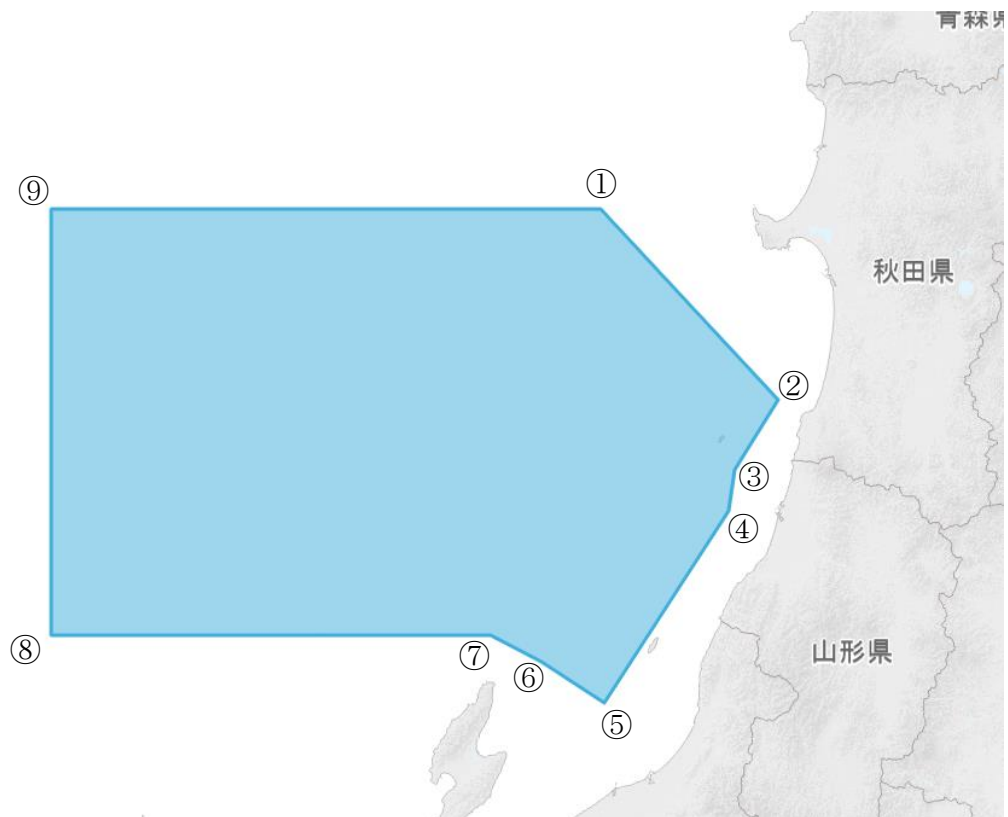
3 水路測量の実施方法

音波探査、DGNSS による測位、シングルビーム測深機による水深測定

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度			経度		
1	40 °	00 ′	00 ″	139 °	00 ′	00 ″
2	39 °	20 ′	00 ″	139 °	48 ′	24 ″
3	39 °	05 ′	09 ″	139 °	36 ′	33 ″
4	38 °	56 ′	19 ″	139 °	34 ′	59 ″
5	38 °	15 ′	25 ″	139 °	01 ′	09 ″
6	38 °	24 ′	12 ″	138 °	43 ′	58 ″
7	38 °	30 ′	00 ″	138 °	30 ′	00 ″
8	38 °	30 ′	00 ″	136 °	30 ′	00 ″
9	40 °	00 ′	00 ″	136 °	30 ′	00 ″